

久喜市民プール オープン

開設期間 7月15日(土)～8月20日(日)
利用時間 9時～17時
入場料 一般500円／小学生200円
ロッカー利用料 100円
注意事項 暴力団関係者、入れ墨、タトゥー(シールを含む)をされた方の入場は固くお断りいたします。
 なお、入場後に判明した場合は、速やかに退場していただきます。
 また、お断り、退場に伴う一切の補償、返金はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
問合せ 毎日興業アリーナ久喜
 喜メインアリーナ(第1体育館) ☎21・3611
 ※天候不良等による当日のプール利用の可・不可については、毎日興業アリーナ久喜は、毎日興業アリーナ久喜(久喜市総合体育館)ホームページ(<http://www.kuki-shi.sogo-taikukan.com/>)でお知らせします。



黄色の年金請求書が届いた方へ

平成29年8月から、年金を受給するために必要な資格期間が10年となります。
 日本年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、ご自宅あてに老齢の年金請求書(黄色)を平成29年2月下旬から7月上旬にかけて順次送付いたしますので、年金事務所です手続きをしてください。ご来所の際は、ご予約をお願いします。

「ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165」
問合せ 春日部年金事務所お客様相談室 ☎048・737・7112



年金コラム

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

●免除制度とは

第1号被保険者(農業、自営業者など)で所得が少なく、保険料の納付が困難な方に対し、保険料の全額または一部を免除することができる制度です。免除は申請を行い、日本年金機構が承認した場合に限られます。承認される基準は、申請者本人とその配偶者・世帯主の所得(前年)が、定められた所得額を超えていないことです。

手続きに必要なもの

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・失業による特例申請をする方は、「雇用保険受給資格証」または「離職票」

免除期間および申請について

7月1日から平成30年6月30日までの免除は、7月から申請できます。申請時点の2年1か月前までさかのぼることができます。申請は毎年必要です。

・前年に全額免除が承認された方で、引き続き免除を希望する旨の届出をされた方は必要ありません。

免除期間の取扱い

免除期間は、受給資格期間に算入されません。ただし、一部免除を受けられた方は、免除後の納付額を納めないと受給資格期間に算入されません。

●納付猶予制度

50歳未満の方で国民年金保険料の納付が困難な方に対し、保険料全額の納付を猶予することができる制度です。

7月1日から平成30年6月30日までの納付猶予は、7月から申請できます。申請は毎年必要です。詳しくは、お問い合わせください。

申請・問合せ 春日部年金事務所 ☎048・737・7112 / 市民課(総合窓口) 市民係(内線2662) / 各総合支所市民課(菖蒲・内線121 / 栗橋・内線215 / 鷲宮・内線126)

